

東京土建国保組合の加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響によって、生活が困難になり、下記の要件を満たす組合員の土建国保料が減免となります。

2022年の収入の減少が見込まれる組合員（個人）



★保険料が免除されます★

【免除期間】

2022年の収入見込みが、下記の減少率に応じて土建国保料を免除。対象となる収入は建設業。不動産等の建設業以外の収入は対象外です。

《2021年と比較する場合》

収入の減少率	免除期間
50%以上	4カ月
40%以上 50%未満	3カ月
30%以上 40%未満	2カ月

《2019年と比較する場合》

収入の減少率	免除期間
30%以上	2カ月

※2021年(2019年と比較する場合は2019年のほか21年も含む)の合計所得1,000万円以下、および減少が見込まれる収入以外(建設業以外)の所得の合計額400万円以下が対象。

※離職や転職など、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合の収入の減少は対象外。

※主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合は、4カ月の免除。

【2022年の収入見込みと減少率の計算】

●2022年収入見込み

2022年1月以降の連続した6カ月分の収入の合計を2倍した数字が2022年の収入見込みとなります。合計額が一番少ない6カ月を選択してください。

《参考例》

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
40万	50万	10万	50万	30万	20万	50万	20万	40万

1月～6月 200万、2月～7月 210万円、3月～8月 180万、4月～9月 210万
この場合、一番低い3月～8月の180万×2=360万を2022年の収入見込みとします。

●減少率の計算

下記の計算式で減少率を確認してください。

$$100 - (2022 \text{ 年収入見込み} \div 2019 \text{ 年もしくは} 2021 \text{ 年の収入} \times 100)$$

《参考例》

2019年の収入が700万… $100 - (360 \text{ 万} \div 700 \text{ 万} \times 100) = 48.6\%$

2021年の収入が600万… $100 - (360 \text{ 万} \div 600 \text{ 万} \times 100) = 40\%$

この場合、2021年と比較した40%以上50%未満の3ヵ月で申請します。

※注意) 計算には、新型コロナウイルス感染症に係わる各種給付金(持続化給付金や一時支援金など)は含めません。

【免除対象期間】

申請締切	免除月数	免除期間	免除対応
1回目 8月19日	4ヵ月	2022年10月分～2023年1月分	9月納入
	3ヵ月	2022年10月分～2022年12月分	10月分から免除
	2ヵ月	2022年10月分～2022年11月分	
2回目 9月20日	4ヵ月	2022年11月分～2023年2月分	10月納入
	3ヵ月	2022年11月分～2023年1月分	11月分から免除
	2ヵ月	2022年11月分～2022年12月分	
3回目 10月20日	4ヵ月	2022年12月分～2023年3月分	11月納入
	3ヵ月	2022年12月分～2023年2月分	12月分から免除
	2ヵ月	2022年12月分～2023年1月分	
4回目 11月18日	4ヵ月	2022年12月分～2023年3月分	12月納入
	3ヵ月	2022年12月分～2023年2月分	12月分は返金
	2ヵ月	2022年12月分～2023年1月分	1月分から免除

※締切日は、書類が完全な状態で支部に届いた場合です。

※練馬支部での最終締切は11月16日(水)。それ以降は受け付けられません。

※国保入院共済金も上記に合わせて減免されます。

※4回目の12月分返金は保険料免除決定後に返金となります。12月以降に国保組合へ登録しているゆうちょ銀行口座へ返金する予定です。

【申請に必要な書類】

(1) 2021年の収入と比較した場合の必要書類

《事業収入》

減免申請書(支部にあります)

収入減少割合報告書(支部にあります)

2021年または2019年の収入、2022年の収入見込み額等を添付書類から転記してください。

2021(令和3)年分の確定申告書の写し

※税務署又は青色申告会の受付印・電子申告したことが分かるものまた

は税理士の署名押印があり、収入金額等が記載されているもの。受付印等がない場合は、2022(令和4)年度の課税証明書。

※白色申告で収入金額が記載されていない場合は、収支内訳書またはこれに準ずるものの添付が必要です(確定申告書の所得と一致しているもので、受付印はなくても可)。

□ **2022年の収入額がわかる書類(2022年1月以降で任意の連続した6カ月分)**

※売上台帳、金銭出納帳、月次の財務諸表の写し等を提出。

※全建総連作成「所得計算書」の収入を記載するページの写しでも可。

※提出するすべての書類に記名をしてください。

《給与(役員報酬)収入》

□ **減免申請書(支部にあります)**

□ **収入減少割合報告書(支部にあります)**

2021年または2019年の収入、2022年の収入見込み額等を添付書類から転記してください。

□ **2021年(令和3年)の収入がわかる資料**

※令和4年度住民税(非)課税証明書、納税通知書の写しのいずれか。

※源泉徴収票は、給与以外の収入が確認できないため不可です。

□ **2022年の収入額が分かる書類(2022年1月以降で任意の連続した6カ月分)**

※給与明細書、賃金台帳の写し等。

※組合員氏名と事業所名の記載があるもの。

※法人事業主や法人役員の場合はコロナ禍を原因として役員報酬の減額を決定した株主総会議事録か、取締役会議事録の写しも提出。

(2) 2019年の収入と比較した場合の必要書類

《事業収入》

2021年の上記書類に下記分を追加してください。

□ **2019(令和1)年分の確定申告書の写し**

《給与(役員報酬)収入》

2021年の上記書類に下記分を追加してください。

□ **2019年(令和1年)の収入がわかる資料**

※令和2年度の住民税(非)課税証明書、納税通知書の写しのいずれか。

【申請後の流れ】

●申請後、保険料減免決定通知が、また免除決定した翌月5日に国保組合より保険料納入変更通知書が届きます。支部からも、本人もしくは勤務先の事業所に納入額を案内します。

●群会議での納入は、国保料と国保入院共済金以外の金額(東京土建の組合費)を納めてください。

- 国保料と国保入院共済金の納入が再開する時に案内は送付されませんので、ご自身で管理をお願いします。

【その他】

- 免除期間に扶養家族が増えたり、就業実態変更等で保険料が追加になる場合は、追加分も保険料免除になります。
- 2023年4月1日以降、免除期間にさかのぼって家族が増える手続きをした場合は、免除期間の納付保険料が発生します。
- 国保組合の最終締め切りは11月18日(金)。その日までに必要書類をすべて提出するため、練馬支部の最終締め切りを11月16日(水)としています。また11月は申請が集中する可能性があるため、早めの手続きをお願いします。
- 申請後に収入の減少率変更による再申請はできません。
- 法人の収入減少は関係ありません。個人の収入減少が対象です。
- 主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病を負った場合は、個別に支部へ連絡をお願いします。
- 今回の保険料免除は6割が国からの補助金で賄われ、4割が皆さんの保険料負担になります。

【申請対象か計算してみましよう！】

- 2019年の収入 _____ 円
- 2021年の収入 _____ 円
- 2022年収入見込み(下記が一番低い金額を2022年の収入見込みです)

対象月	合計金額
1月～6月	円
2月～7月	円
3月～8月	円
4月～9月	円
5月～10月	円

◆計算

下記の計算式で減少率を確認してください。

$$100 - (2022年収入見込み \div 2019年もしくは2021年の収入 \times 100)$$

減少率が30%以上の人は、免除申請できます。

問い合わせは東京土建練馬支部国保担当までお願いします。
(TEL03-3825-5522)